とした。この場合において、持株会社が保有する議決権又は議決権等の保有者が保有する議決権等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する議決権等（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（カジノ管理委員会規則で定める議決権等を除く。）及び社債、株式等の振替に関する法律第一四七条第一項又は第一四八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式又はこれに係る議決権を含むものとし、一の者と株式又は持分の所有関係、親族関係その他カジノ管理委員会規則で定める特別の関係にある者が議決権等の保有者であるときは、当該特別の関係にある者が保有する当該議決権等は、当該一の者がこれを保有しているものとみなすこととした。（第二条第一二項関係）

(13)　「カジノ行為関連景品類」とは、次に掲げるものをいうこととした。（第二条第一三項関係）

イ　顧客をカジノ行為に誘引するための手段として、カジノ事業者がカジノ行為に付随して相手方に提供する物品、金銭、役務その他の経済上の利益

ロ　顧客をカジノ行為に誘引するための手段として、カジノ事業者その他の事業者が商品の販売、役務の提供その他の取引に付随して相手方に提供する金銭その他の経済上の利益であって、3の㈡の(3)のイの(ヘ)に規定するチップと交換することができるもの（イに掲げるものを除く。）

(14)　「カジノ施設供用事業」とは、カジノ事業者との契約に基づきカジノ施設をその用途に応じて管理し及び当該カジノ事業者に専ら使用させる業務並びにこれに附帯する業務（以下「カジノ施設供用業務」という。）を行う事業をいうこととした。（第二条第一四項関係）

(15)　「カジノ施設供用事業者」とは、区域整備計画の認定を受けた施設供用事業者（以下「認定施設供用事業者」という。）であって、4の㈠の免許を受けてカジノ施設供用事業を行うものをいうこととした。（第二条第一五項関係）

(16)　「認可施設土地権利者」とは、特定複合観光施設区域の土地に関する所有権若しくは地上権その他カジノ管理委員会規則で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「施設土地に関する権利」という。）を保有する者（国、地方公共団体及び2の(六)の(2)に規定する認定設置運営事業者等を除く。以下「施設土地権利者」という。）であって、5の㈠若しくは㈡のただし書の認可を受けているもの又は5の㈠の認可を受けて設立されるものをいうこととした。（第二条第一六項関係）

(17)　「カジノ関連機器等」とは、専らカジノ行為業務において使用されるように設計された機器等（機器若しくは用具又はプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）若しくはこれを記録した記録媒体をいう。以下同じ。）であって、カジノ行為の結果、当該結果に基づく金銭の支払若しくはカジノ行為業務に関する会計事務又はこれらを監視する業務に関連するものとしてその種別、用途及び機能をカジノ管理委員会規則で定めるものをいうこととした。（第二条第一七項関係）

(18)　「電磁的カジノ関連機器等」とは、カジノ関連機器等のうち、次に掲げるものをいうこととした。（第二条第一八項関係）

イ　電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法を利用した機器又は用具

ロ　プログラム又はこれを記録した記録媒体

(19)　「非電磁的カジノ関連機器等」とは、電磁的カジノ関連機器等以外のカジノ関連機器等をいうこととした。（第二条第一九項関係）

㈢　国の責務

国は、推進法第三条の基本理念にのっとり、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策（特定複合観光施設区域の周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善その他の特定複合観光施設区域の整備に伴い必要となる関連する施策を含む。以下同じ。）を策定し、及び実施するとともに、犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止並びにこれらの実施のために必要な体制の整備その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。（第三条関係）

㈣　地方公共団体の責務

特定複合観光施設区域の整備に関係する地方公共団体は、推進法第三条の基本理念にのっとり、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。（第四条関係）

特定複合観光施設区域

基本方針

(1)　国土交通大臣は、特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととした。（第五条第一項関係）

(2)　基本方針には、特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策に関する基本的な事項、設置運営事業等（設置運営事業又は、施設供用事業が行われる場合には設置運営事業及び施設供用事業をいう。以下同じ。）及び設置運営事業者等（設置運営事業者又は、施設供用事業が行われる場合には設置運営事業者及び施設供用事業者をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項、区域整備計画の認定に関する基本的な事項、カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策に関する基本的な事項並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策に関する基本的な事項を定めることとした。（第五条第二項関係）

(3)　国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部の決定を経なければならないこととした。（第五条第三項関係）

㈡　実施方針

(1)　都道府県等（都道府県又は指定都市（地方自治法第二五二条の一九第一項に規定する指定都市をいい、当該指定都市の区域に特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の全部を包含するものに限る。）をいう。以下同じ。）は、特定複合観光施設区域を整備しようとするときは、㈣の(1)の規定による選定に先立ち、基本方針に即して、当該特定複合観光施設区域の整備の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めなければならないこととした。（第六条第一項関係）

(2)　実施方針には、当該特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項、当該特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項、当該特定複合観光施設を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業等に関する事項、設置運営事業等を行おうとする民間事業者の募集及び選定に関する事項、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項等を定めることとした。（第六条第二項関係）